

(※公募時資料)

海上運送法第4条第6号に基づく審査基準（サービス基準）の一部改定案について

令和2年11月

東北運輸局 海事振興部海事産業課

## 1. 海上運送法第4条第6号の審査基準について

海上運送法（以下「法」という）では、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であって、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活または社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が「指定区間」として指定をします。

この「指定区間」に係る一般旅客定期航路事業の許可及び当該航路に係る船舶運航計画等の変更にあたっては、法第4条1号乃至5号のほか、6号の「当該指定区間に係る船舶運航計画が、当該指定区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであること」の基準に適合することが必要となっています。

この法第4条6号に係る審査の具体的基準として各「指定区間」毎に「サービス基準」が設定されています。

「サービス基準」は、国土交通大臣から委任を受けた地方運輸局長が設定し、公示していますが、毎年、各県に対し意見の照会を行い、取り纏めた意見を踏まえて、必要に応じて改定を行っているところです。

なお、当該基準は離島住民の生活に必要な輸送を確保する観点から、最低限維持すべき輸送サービスの水準を定めるものとなっています。

## 2. 「サービス基準」改定案の内容及び理由

### ①宮城県の指定区間「長渡石巻」

・改定の内容：大泊漁港、二斗田漁港、網地漁港、長渡漁港各港と石巻港又は石巻漁港との間及び大泊漁港、網地漁港各港と二斗田漁港との間において、以下内容について変更する。

(1)「運航日程」を「毎日 元旦を除く」から「毎日 元日を除く」へ変更する。

(2)「始終発時刻（※）」を「始発（石巻港又は石巻漁港着）9:00 以前」から「始発（石巻港又は石巻漁港着）10:00 以前」へ変更する。

また、「使用船舶の検査・修繕のための運休時は適用しない」を追加する。

(3)「各運航ごとの最低輸送能力」を「フェリー旅客 150 人 乗用車 4 台」から「フェリー旅客 150 人 乗用車 3 台」へ変更する。

(※公募時資料)

※ 始終発時刻とは、生活地を始発した便が目的地に到着する時刻を表し、「遅くとも△△:△△時までには目的地に到着するよう始発便を出すこと」の意。  
終発は、目的地を終発する時刻を表し、「早くとも〇〇:〇〇時より後に目的港を出港すること」の意。

- ・改定の理由：(1) 年々1/1 の輸送需要が減少しているため、朝のみに限定せず終日に変更する。
- (2) 具体的には“長渡発 7:30～中央着 9:00”を“10:00 を限度として”到着できるように変更することで、途中寄港地の発着時刻について利用者のニーズを反映した発着時刻を設定することが可能。また、次発までの間隔が短くなることで利用者の待ち時間が緩和される。
- (3) 老朽化に伴い船舶を代替したことによる、新船舶の輸送能力に合わせた変更。

②宮城県の指定区間「長渡鮎川」

- ・改定の内容：網地漁港、長渡漁港各港と鮎川漁港との間において、以下内容について変更する。
- (1) 「運航日程」を「毎日」から「毎日 元日を除く」へ変更する。
- (2) 「始終発時刻」を「始発（鮎川漁港着 9:00 以前）」を「始発（鮎川漁港着 10:00 以前）」へ、また「終発（鮎川漁港発 15:30 以後）」を「終発（鮎川漁港発 15:00 以後）」へ変更する。  
また、「使用船舶の検査・修繕のための運休時は適用しない」を追加する。
- (3) 「各運航ごとの最低輸送能力」を「フェリー旅客 150 人 乗用車 4 台」から「フェリー旅客 150 人 乗用車 3 台」へ変更する。

- ・改定の理由：(1) 年々1/1 の輸送需要が減少しているため。
- (2) 具体的には“網地発 6:50～鮎川着 7:18”を“10:00 を限度として”到着できるように変更することで、通学においても利用しやすくなる。また、次発までの間隔が短くなることで利用者の待ち時間が緩和される。  
鮎川港を“15:30 以後に出港する”を“15:00 以後に出港する”に変更することで、冬期間ダイヤにおいて夜間運航を避け安全航行に努めることが可能になる。
- (3) 老朽化に伴い船舶を代替したことによる、新船舶の輸送能力に合わせた変更。

③山形県の指定区間「山形飛島」

- ・改定の内容：飛島漁港と酒田港との間において「始終発時刻」を「9:30～14:50」から「設定せず」へ変更する。

(※公募時資料)

- ・改定の理由：現在“9:30 から 14:50 までの間までに目的港へ到着するように始発便を出す”および“終発便を 9:30 から 14:50 より後に出す”と定めているところ、この時間を設定しないことで、利用者のニーズを反映した発着時刻を設定することが可能であり、利用者の利便性向上を図ることができるため。

### 3. 改定施行予定

令和3年1月

(※公募時資料)

指定区間に係るサービス基準(抜粋)

指定区間名「長渡石巻」

(現行)

関係 都道府県	二地点間	サービス基準				
		運航 日程	運航回数		始 終 発 時 刻	各運航ごとの最低輸送能力
宮城県	大泊漁港と石巻港又は石巻漁港との間	毎日 元旦を 除く	3/日 (フェリー1/日)	(使用船舶の検査・修繕のための運休時は適用しない)	始発(石巻港又は石巻漁港着) 09:00以前 終発(石巻港又は石巻漁港発) 15:00以後	旅客船 旅客 70人 フェリー 旅客 150人 乗用車 4台  (使用船舶の検査・修繕のための運休時は適用しない)
	網地漁港と石巻港又は石巻漁港との間					
	長渡漁港と石巻港又は石巻漁港との間		1/日 (フェリー1/日)		始発(石巻港又は石巻漁港着) 09:00以前 終発(石巻港又は石巻漁港発) 12:00以後	
	大泊漁港と仁斗田漁港との間		3/日 (フェリー1/日)		設定せず	
	網地漁港と仁斗田漁港との間					

(改正案)

関係 都道府県	二地点間	サービス基準				
		運航 日程	運航回数		始 終 発 時 刻	各運航ごとの最低輸送能力
宮城県	大泊漁港と石巻港又は石巻漁港との間	毎日 元日を 除く	3/日 (フェリー1/日)	(使用船舶の検査・修繕のための運休時は適用しない)	始発(石巻港又は石巻漁港着) <b>10:00</b> 以前 終発(石巻港又は石巻漁港発) 15:00以後	旅客船 旅客 70人 フェリー 旅客 150人 乗用車 <b>3</b> 台
	網地漁港と石巻港又は石巻漁港との間					
	長渡漁港と石巻港又は石巻漁港との間		1/日 (フェリー1/日)		始発(石巻港又は石巻漁港着) <b>10:00</b> 以前 終発(石巻港又は石巻漁港発) 12:00以後	
	大泊漁港と仁斗田漁港との間		3/日 (フェリー1/日)		設定せず	
	網地漁港と仁斗田漁港との間					
	<b>使用船舶の検査・修繕のための運休時は適用しない</b>					

指定区間に係るサービス基準(抜粋)

指定区間名「長渡鮎川」

(現行)

関係都道府県	二地点間	サービス基準				
		運航日程	運航回数		始発時刻	各運航ごとの最低輸送能力
宮城県	網地漁港と鮎川漁港との間	毎日	3/日 (フェリー1/日)	(使用船舶の検査・修繕のための運休時は適用しない)	始発(鮎川漁港着) 09:00以前 終発(鮎川漁港発) 15:30以後	旅客船 旅客 70人 フェリー 旅客 150人 乗用車 4台 (使用船舶の検査・修繕のための運休時は適用しない)
	長渡漁港と鮎川漁港との間		2/日 (フェリー1/日)			

(改正案)

関係都道府県	二地点間	サービス基準				
		運航日程	運航回数		始発時刻	各運航ごとの最低輸送能力
宮城県	網地漁港と鮎川漁港との間	毎日 元日を 除く	3/日 (フェリー1/日)		始発(鮎川漁港着) 10:00以前 終発(鮎川漁港発) 15:00以後	旅客船 旅客 70人 フェリー 旅客 150人 乗用車 3台
	長渡漁港と鮎川漁港との間		2/日 (フェリー1/日)			
使用船舶の検査・修繕のための運休時は適用しない						

指定区間に係るサービス基準(抜粋)

指定区間名「山形飛島」

(現行)

関係 都道府県	二地点間	サービス基準			
		運航 日程	運航回数	始終発時刻	各運航ごとの最低輸 送能力
山形県	飛島漁港と酒田港との間	毎日	1/日	09:30~14:50	旅客 220人
使用船舶の定期整備・検査に要する期間はこの限りではない。					

(改正案)

関係 都道府県	二地点間	サービス基準			
		運航 日程	運航回数	始終発時刻	各運航ごとの最低輸 送能力
山形県	飛島漁港と酒田港との間	毎日	1/日	設定せず	旅客 220人
使用船舶の定期整備・検査に要する期間はこの限りではない。					

(※公募時資料)

海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）

設定	平成12年	4月	3日	改定	平成20年	6月	12日
改定	平成18年	7月	11日	改定	平成21年	9月	30日
改定	平成18年	9月	5日	改定	平成25年	2月	20日
改定	平成19年	3月	30日	改定	平成25年	9月	2日
改定	平成20年	3月	13日				

海上運送法第2条第11項の規定に基づく指定区間（運輸省告示第175号、平成12年4月3日付け）に関わるもの（平成12年10月1日から施行）

法律名	海上運送法
項目	海上運送法第3条（一般旅客定期航路事業の許可）第1項 第11条（事業計画の変更）第1項 第11条の2（船舶運航計画の変更）第2項に係る 法第4条第6号の基準

- ※1. 指定区間 区間について「(生活地) 港と (目的地) 港の間」で表記。  
一の指定区間に複数の二地点間がある場合は、その全ての二地点間を運航しなければならず、各二地点間のサービス基準を満たす必要がある。
2. 運航日程 日、週、月など二地点間における運航の態様を設定。  
2日で1往復の場合は2日と表記。
3. 運航回数 運航日程における運航回数。
4. 始終発時刻 始発着は、生活地を始発した便が目的地に到着する時刻を表わし、「遅くとも△△：△△時までには目的地に到着するよう始発便を出すこと」の意。  
終発は、目的地を終発する時刻を表わし、「早くとも〇〇：〇〇時より後に目的地を出港すること」の意。
5. 輸送能力 旅客数は、1回の運航に必要な最低限の輸送力を表わし、この輸送力以上の旅客定員を有することが必要。  
乗用車数は、1回の運航に必要な輸送力を表わし、この輸送力以上の乗用車輸送能力を有することが必要。(乗用車(換算率10.4㎡)×2台=8tトラック×1台とした。)  
貨物輸送能力は㎡で設定。この輸送力以上の貨物積載スペースが必要。
6. その他 下欄にその他の条件を附記している。

(※公募時資料)

海上運送法第4条第6号に基づく審査基準（サービス基準）に関する  
公示の一部改定案のご意見の募集について

令和2年11月10日  
東北運輸局

東北運輸局では、海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）に関する公示の一部改定について検討しています。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様のご意見を募集いたします。皆様からいただいたご意見につきましては、同基準を改定する際の参考とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、予めご了承ください。

1. 意見募集対象

海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）に関する公示の一部改定案

2. 意見募集期間

令和2年11月10日（火）から令和2年12月9日（水）まで

3. 意見の提出方法・提出先

意見提出用紙に記入の上、以下のいずれかの方法で、いずれも「東北運輸局海事振興部海事産業課」あてに日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、予めご了承ください。

(1) 電子メールの場合（テキスト形式）

電子メールアドレス：tht-kaijisangyo@mlit.go.jp

(2) ファックスの場合

FAX番号：022-299-8875

4. 留意事項

- ・ご意見をお寄せいただいた方の氏名（法人、その他団体にあつては名称）については、ご意見の内容とともに開示させていただく可能性がありますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見の冒頭にその旨を明確にご記載ください。
- ・ご意見に付記された電話番号等の個人情報、ご意見の内容に不明な点があった際に連絡・確認させていただく場合やご意見がどのような立場からのものかを確認させていただく場合に利用します。

5. 問い合わせ先

東北運輸局海事振興部海事産業課

TEL：022-791-7512

(※公募時資料)

東北運輸局海事振興部海事産業課 宛

「海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）に関する公示の一部改定案」に関する意見

(フリガナ) 氏 名		年齢 ( ) 性別：男・女
所属	会社名又は 所属団体名	
	部 署 名	
住 所		
電話番号		
電子メールアドレス		
ご意見		